

医政発 0319 第 17 号
保発 0319 第 10 号
令和 8 年 3 月 19 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

】 殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備
等に関する省令の公布について

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 28 号）については、本日、別添のとおり公布され、順次施行される。改正の趣旨及び内容等については下記のとおりであるので、御了知の上、関係医療機関等に周知いただくようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）の施行に伴い、厚

生労働省関係省令の整備を行う。

第2 改正の主な内容

1 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（第1条関係）

- (1) 医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師（(3)において「医師少数区域等認定医師」という。）の認定の要件のうち、医師の確保を図るべき区域において診療等に従事した期間について、現行の6か月以上の期間から、1年以上の期間に延長するほか、対象区域として、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第11号イ(2)に規定する都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準を参酌して定める区域を追加する。
- (2) 開設許可の申請及び診療所開設の届出事項について、外来医師過多区域（医療法第30条の18の6第1項の指定を受けた区域をいう。以下同じ。）に診療所（医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）を開設する場合には、外来医師過多区域における診療所開設に係る事前届出、医療法第30条の18の6第4項の協議の場合における協議及び同条第6項の規定による要請に係る事項を求めることとする。
- (3) 医師少数区域等認定医師を管理者とする病院について、現行の地域医療支援病院に加え、医療法第31条に規定する公的医療機関である病院、独立行政法人国立病院機構の開設する病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院及び独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院を追加する。

また、上記病院が、臨床研修等修了医師であって医師少数区域等認定医師でないものを管理者とすることができる場合として、6か月以上医師少数区域等で勤務（医師少数区域等での勤務に係る6か月以内の期間は、臨床研修の期間も含めることが可能。医師少数区域等以外の区域の臨床研修病院等で指導医として勤務している場合も6か月以内に限り含めることが可能。）かつ1年から当該機関勤務期間を引いた残りの期間、地域医療対策協議会において調整された医師派遣や、地域医療対策協議会で認められた管理者に求められる幅広い経験をした者として、都道府県知事が認めるものに病院を管理させる場合とする。

- (4) 外来医師過多区域における地域外来医療の要請等に関し、
 - ・ 当該区域の指定にあたって、その基準として外来医師偏在指標（全国平均値に標準偏差の1.5倍を加えた値以上）及び可住地面積当たり診療所数全国上位10%以上を用いる旨を規定する。
 - ・ 医療法第30条の18の6第3項に規定する厚生労働省令で定める診療所開設に係る事前届出の例外となる「やむを得ない場合」は、以下の

とおりとする。

- i 外来医師過多区域における診療所（医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないものに限る。以下この(4)において同じ。）の廃止が予期されなかったものである場合であって、その開設者以外の者が当該診療所の所在地で直ちに診療所を開設しようとする事についてやむを得ない事情があると当該診療所の開設地の都道府県知事が認める場合
 - ii 都道府県その他の行政機関の求めに応じて外来医師過多区域において診療所を開設しようとする場合であって、当該診療所を開設する日の6か月前までに医療法第30条の18の6第3項の届出を行うことができない事についてやむを得ない事情があると当該診療所の開設地の都道府県知事が認める場合
 - iii これらのほか、やむを得ない事情があると当該診療所の開設地の都道府県知事が認める場合
- ・ 医療法第30条の18の6第3項に規定する厚生労働省令で定める診療所開設に係る事前届出事項は以下のとおりとする。
- i 届出者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - ii 診療所を開設しようとする者が届出者以外の者であるときは、その開設しようとする者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - iii 開設予定の診療所の名称
 - iv 開設予定の場所
 - v 診療を行おうとする科目
 - vi 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員
 - vii 開設の予定年月日
 - viii その開設予定の場所に係る外来医師過多区域における医療法第30条の18の5第1項第1号イに規定する地域外来医療（以下単に「地域外来医療」という。）の提供に関する意向の有無
 - ix 地域外来医療を提供する意向があるときは、提供する予定の地域外来医療の内容（当該提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）
 - x 地域外来医療の提供に関する意向がないときは、その理由
- ・ 医療法第30条の18の6第4項に規定する厚生労働省令で定める者は、外来医師過多区域において診療所を開設しようとする者又は診療所を開設した者であって、以下に掲げる者とする。
- i 医療法第30条の18の6第3項の届出を行わなければならなかった者であって、当該届出を行わなかった者

- ii 外来医師過多区域における診療所の廃止が予期されなかったものである場合であって、その開設者以外の者が当該診療所の所在地で直ちに診療所を開設しようとするについてやむを得ない事情があると当該診療所の開設地の都道府県知事が認める場合に該当する者
 - iii 都道府県その他の行政機関の求めに応じて外来医師過多区域において診療所を開設しようとする場合であって、当該診療所を開設する日の6か月前までに医療法第30条の18の6第3項の届出を行うことができないことについてやむを得ない事情があると当該診療所の開設地の都道府県知事が認める場合又はこれらのほか、やむを得ない事情があると当該診療所の開設地の都道府県知事が認める場合に該当する者であって、当該診療所の開設地の都道府県知事が医療法第30条の18の6第3項の届出が必要であると認めた者
- (5) その他所要の改正を行う。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）（第2条及び第3条関係）

- (1) 医療機関が地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「総確法」という。）第7条の2第1項の事業に基づき病床の数を削減したときに、都道府県が同条第2項の規定により医療計画において定める基準病床数を削減する場合から、以下の病床の数を削減した場合を除くこととする規定を新設する。
- ・ 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定に基づき行った許可に係る病床の数（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の3第2項若しくは第5条の4第2項の規定に基づき厚生労働大臣の同意を得た数又は同令第5条の4の2第2項に基づき都道府県知事が必要と認めた数を超えるときは当該厚生労働大臣の同意を得た数又は当該都道府県知事が必要と認めた数に限る。）
 - ・ 次に掲げる病床の数
 - i 医療法施行規則第30条の33第1項第1号に規定する病院又は診療所の病床の数（当該病床の種別ごとに総確法第7条の2第1項に規定する事業に基づき削減した病床数に1から同号の式により算定した数を控除した数（当該数が、0.95以上であるときは1）を乗じて得た数に限る。）
 - ii 放射線治療病室の病床の数
 - iii 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床の数

- iv 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床の数（同法第 42 条第 1 項第 1 号又は第 61 条第 1 項第 1 号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）
 - ・ 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき行った許可に係る病床の数（同条第 2 項に規定する病床の数を超えるときは当該数に限る。）
 - ・ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 3 条第 1 項及び第 2 項各号に規定する病床の数
 - (2) 令和 9 年 4 月 1 日に総確法第 7 条の 2 の規定が削除されることに伴い、(1)の規定を削除する。
 - (3) その他所要の改正を行う。
- 3 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号）（第 5 条関係）
- (1) 保険医療機関の指定の申請等の際に、当該保険医療機関の管理者となろうとする者が健康保険法第 70 条の 2 第 1 項に掲げる要件のいずれにも該当することを証する書類の添付を求めることとする。
 - (2) 保険薬局の指定の申請等の際に、当該保険薬局がオンライン診療受診施設と一体的な構造をなし、又は一体的な経営を行う場合には、当該オンライン診療受診施設が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 2 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する別に厚生労働大臣が定める要件に該当することを示す書類の添付を求めることとする。
 - (3) 健康保険法第 68 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める期限について、次に掲げる区分に応じて規定する。
 - i 医療法第 30 条の 18 の 6 第 6 項の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった又は同条第 9 項の規定による都道府県知事の勧告を受けた（当該勧告に従った場合を除く。）開設者又は管理者が開設又は管理する診療所が指定を受ける場合 3 年
 - ii 医療法第 30 条の 18 の 6 第 9 項の規定による都道府県知事の勧告を受け、i の規定により 3 年の期限が付された又はこの規定により 2 年の期限が付された健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の指定を受けた診療所の開設者又は管理者が当該勧告に従わず、当該診療所が再度の指

- 定を受ける場合 2 年
(4) その他所要の改正を行う。

4 その他関係省令

健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）その他の関係省令について所要の改正を行う。

5 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2(1)及び 4 の一部は公布の日、2(2)及び 4 の一部は令和 9 年 4 月 1 日から施行する。